

岩 手 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

名 称		金 額
産業廃棄物処理施設設置許可申請書手数料	(1) 法第 15 条第 4 項の産業廃棄物処理施設に係るもの ・・・告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場等	140,000 円
	(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	120,000 円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	(1) 法第 15 条第 4 項の産業廃棄物処理施設に係るもの ・・・告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場等	130,000 円
	(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	110,000 円
一般廃棄物処理施設設置許可申請書手数料	(1) 法第 8 条第 4 項の一般廃棄物処理施設に係るもの ・・・告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場等	130,000 円
	(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000 円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請書手数料	(1) 法第 8 条第 4 項の一般廃棄物処理施設に係るもの ・・・告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場等	120,000 円
	(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	100,000 円
産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料		68,000 円
産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料		68,000 円
産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設定期検査申請手数料		33,000 円
産業廃棄物、一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請手数料		33,000 円
産業廃棄物、一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請（更新）手数料		20,000 円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんので御注意願います。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成 12 年岩手県条例第 25 号）第 15 条第 2 項）